

2月16日(月)～3月16日(月)は確定申告期間です

## 確定申告はスマホ・パソコンから

期間中は町や高崎税務署が開設する会場でも申告を受け付けますが、混雑緩和のためスマートフォンやパソコンからの申告にご協力ください。

### 町の会場で受け付けできない人

次のいずれかに該当する人は、高崎税務署が開設する会場で申告するか、スマートフォンなどから申告してください。

- ①令和7年分以外の確定申告
- ②山林所得や譲渡所得(土地・建物、株式など)のある人
- ③青色申告をする人
- ④ふるさと納税をした人
- ⑤住宅借入金等特別控除を受けている人(年末調整で控除を受けている場合を除く)
- ⑥東日本大震災により、住宅や家財などに被害を受けた人
- ⑦先物取引に係る雑所得などのある人

- ⑧東京電力などの賠償金に係る申告をする人
  - ⑨消費税の申告をする人
- ※申告相談会場については、広報2月号に掲載予定です。

### 高崎税務署が開設する会場

高崎税務署職員などとの申告相談を希望される人は、2月16日(月)～3月16日(月)の間、ビエント高崎へお越しください。なお、ご来場の際には、国税厅e-TAX公式アカウントからオンライン事前予約をしていただくとともに、マイナンバーカードとともに、パスワード(①署名用電子証明書用・②利用者証明用電子証明書用)をお持ちください。

### ▼問い合わせ先



▲国税厅LINE  
公式アカウント



## 固定資産税の 税額計算書 (確定申告用)は 廃止されています

令和7年6月に行われたシステム切り替えにより、今まで発行していた確定申告用の税額計算書が発行できなくなっています。固定資産税の物件ごとの税額は、4月に発送した納税通知書に同封している課税明細書などでご確認ください。なお、この課税明細書を紛失した場合は所定の様式により再発行できますので、ご活用ください。

▶税務会計課 税務室  
☎26-2238(直通)

## 確定申告はスマホ・パソコンからできます

- ①「国税厅 確定申告書等作成コーナー」  
(URL <https://www.keisan.nta.go.jp/>)へアクセス
  - 税務署に行く手間がかかりません。
  - 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます。



▲国税厅  
確定申告書等  
作成コーナー

### ②申告書を作成

画面の案内に従って金額や名称などを入力するだけです。

- ③次のいずれかの方法でe-Taxで送信して提出
  - マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンを使って送信
  - マイナンバーカードとICカードリーダライタを使って送信
  - 税務署で発行された利用者識別番号とパスワード(ID・パスワード方式の届け出が完了しているものに限る)を使って送信



▲e-Tax・作成コーナーヘルプデスク  
(URL <https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/toiawase2.htm>)

ヘルプデスク

☎0570-01-5901 受付時間9:00～17:00

(土・日・祝・年末年始を除く)

※時期により受付時間延長や日曜日の受け付けもあります。





運転に不安を感じたことはありませんか？

## 運転免許証の自主返納を支援



後付けの装置に限ります

高齢者の交通事故の減少を目的とし、運転に不安をもつ高齢者の運転免許証の自主返納を支援するための事業を行っています。

### ▼対象(次の全てに該当する人)

- 申請日に町に住所を有していること
- 運転免許証自返納時に満65歳以上であること
- これまでに当事業による助成を受けていること
- 運転免許証を返納して1年以内



## 定例教育委員会の傍聴

- 日時 1月21日(水) 9:00～
  - 場所 文化センター2階研修室
  - 定員 先着8人
- ※当日直接会場へお越しください。

### 〈問い合わせ先〉

教育委員会事務局 教育総務室  
☎26-2285(直通)

内であること

※免許証が失効した場合は対象になりません。

### ▼交付額 1万円

### ▼申請に必要なもの

- 申請による運転免許の取消通知書
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し

### ▼申請・問い合わせ先

総務課 協働安全室  
☎26-2243(直通)

### ▼対象

満70歳以上で後付けの自動車誤発進防止装置を購入・設置した人で、次の全てに該当する人

### ▼申請回数は1人につき1回限りです。

● 自動車運転免許証を保有していること

● 町税を滞納していないこと

● 誤発進防止装置の購入・設置から1年以内であること

※申請回数は1人につき1回限りです。

## 自動車誤発進防止装置設置費補助金



□取扱説明書など(自動車誤発進防止装置の概要が分かるもの)

□補助対象者に町税の滞納がないことを証明するもの

□通帳など(振込先が分かるもの)の写し

□取扱説明書など(自動車誤発進防止装置の概要が分かるもの)

□補助対象者に町税の滞納がないことを証明するもの

□申請書(町ホームページからダウンロードできます。)  
☎26-2243(直通)

□申請書(町ホームページからダウンロードできます。)  
☎26-2243(直通)

### ▼補助金額

購入および設置にかかる費用の2分の1(100円未満切り捨て)で、上限2万円

### ▼申請に必要なもの

- 申請書(町ホームページからダウンロードできます。)
- 運転免許証の写し
- 自動車検査証の写し
- 領収書(購入日および購入額が記載されているもの)





ヘルメットを着用しましょ

## 自転車用ヘルメット購入補助金



道路交通法の改正により、令和5年4月から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。

自転車事故が多く、ヘルメット着用率の低い高校生世代および65歳以上の人々に向け、着用の促進を図るため、補助を実施しています。

### ▼対象

申請年度に16歳～18歳に達する高校生など（在学は問わず）の保護者および65歳以上の人々で、安全基準を満たすヘルメット（中古品を除く）を購入し、次のように該当する人

申請日に町に住所を有していること

ヘルメットの購入から1年以内であること

※申請回数は着用者1人につき1回限りとなります。

### ▼補助金額

ヘルメット購入価格の2分の

1(100円未満切り捨て)で、上限2,000円

### ▼申請に必要なもの

□申請書（町ホームページからダウンロードできます。）

□領収書など（購入日、商品名および購入額が記載されているもの）

□ヘルメット付属の保証書または取扱説明書

□安全基準を満たしていることが分かる書類  
□通帳など（振込先が分かるもの）の写し

### ▼申請方法

次の申請フォームまたは窓口から申請してください。



▲申請フォーム

乳幼児の安全のために  
チャイルドシート購入補助金



自動車の運転者は、6歳未満の乳幼児を乗車させて運転する場合には、チャイルドシートの着用が義務づけられています。

町では交通事故から子どもを守るためにチャイルドシート購入補助を実施しています。

### ▼対象

乳幼児を養育する親権者で、国土交通省の定める安全基準を満たすチャイルドシート（中古品を除く）を購入し、次に該当する人

申請日に乳幼児と親権者が町に住所を有していること  
購入日に乳幼児が6歳未満であること

町税を滞納していないこと

チャイルドシートの購入から1年以内であること

※補助金を交付できる台数は乳幼児1人に対し1台です。

### ▼申請・問い合わせ先

総務課 協働安全室  
26・2243（直通）

チャイルドシート購入価格の2分の1（千円未満切り捨て）で、上限5,000円

▼申請に必要なもの

□申請書（町ホームページからダウンロードできます。）

□領収書（購入日および購入額が記載されているもの）

□保証書または取扱説明書  
□通帳など（振込先が分かるもの）の写し

### ▼申請方法

次の申請フォームまたは窓口から申請してください。



▲申請フォーム

▼申請・問い合わせ先  
総務課 協働安全室  
26・2243（直通）